

決済プラットフォームの動向

多田羅 政和 ●株式会社電子決済研究所 代表取締役社長／電子決済マガジン 編集長

COVID-19による影響は、クレジットカード取扱高の激減や、逆にコード決済の急進などを招いた。外食産業でも非対面／ネット決済が注目される。本人認証を確実にするなど不正の防止策もより重要となった。

■ COVID-19 パンデミックでクレジットカード取扱高は歴史的な減少

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は、電子決済サービス全般に暗い影を落としている。象徴的なのがクレジットカードである。クレジットカード業の取扱高のうち、消費者金融業務を除いた「販売信用業務」（クレジットカードショッピング）の取扱高には、すでに国民の間に不要不急の外出自粛ムードが高まった2020年3月時点で減少傾向が表れていたが、日本政府が緊急事態宣言を発出した翌4月には4兆2858億2400万円まで落ち込んだ。前年同月比では実にマイナス16.3%、続く5月にはマイナス17%にまで割り込んだ。この下げ幅は、リーマンショック（マイナス2.6%、2009年7月）時、東日本大震災（マイナス3.2%、2011年3月）時を大幅に超える驚くべき数字であり、過去のクレジットカードショッピングの取扱高推移においてまさしく歴史的な減少となった（資料1-2-6）。

COVID-19対策としての外出自粛はネット通販などの巣ごもり消費を誘引し、EC市場は活況を呈している。その際の決済手段としては相変わらずクレジットカードが広く利用されており、大幅に減らした対面取引の売上を補填することも期待されたが、結果として、クレジットカード全体の取

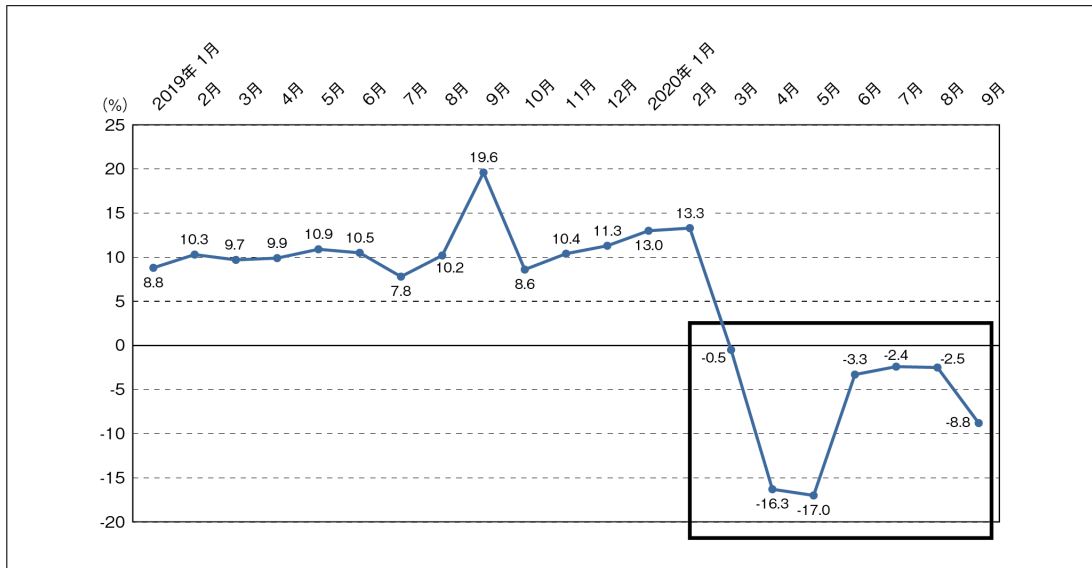
扱量は激減することとなった。ネット通販や「サブスク」など非対面取引のシェアが年々目覚ましい拡大を見せるも、まだまだクレジットカードの主ボリュームを占めるのはリアル店舗を中心とした対面取引であることが浮き彫りとなった。

その後のクレジットカードショッピングの取扱高は、2020年6月以降、前年同月比で1桁台のマイナス水準で推移中である。電子決済サービスの普及を最大シェアで牽引してきたクレジットカードの市場規模を再び安定した成長軌道に戻すためには、COVID-19の拡大に歯止めがかかる必要がある。

■ 「非接触」に使えるコード決済はIC電子マネーに迫る勢い

クレジットカードの利用が歴史的な打撃を受ける一方で、逆にコロナ禍で変わった生活様式の特徴を追い風に、成長を維持した電子決済サービスもある。特に、店員との間でのカードの受け渡しや、暗証番号の入力などで決済端末などに触れる必要のない、「非接触」で使えるサービスが支持を得た。その代表例は、決済端末にタッチして使用する非接触型IC対応の決済カードやスマートフォンだ。FeliCaを採用する電子マネーサービスや、国際決済ブランドがクレジットカードやデ

資料1-2-6 クレジットカードショッピング 対前年同月比成長率の推移



出典：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査・クレジットカード業」

ビットカードなどに載せて提供する「コンタクトレス（Contactless）決済」（日本では「タッチ決済」とも言う）が、コロナ時代に適合した電子決済サービスとして、相対的に人気を獲得することになった。

2019年10月から2020年6月まで実施された日本政府による「キャッシュレス・消費者還元事業」の中で、特に脚光を浴びたのが「コード決済」（バーコードやQRコードを読み取って使う方式のスマートフォン決済）だ。これらのサービスもまた非接触で支払いを完了できる手段として、消費者の支持を集めた。2020年に入ってからでは店舗での月間の決済金額が3000億～3500億円のペースで利用されている。月間利用件数は1億8000万～2億数千万件で、1件あたり1600円前後の支払いに利用されている。緊急事態宣言の出した2020年4月には外出自粛の影響からいったん落ち込んだものの、6月までには宣言前の水準に戻り、再び成長軌道に乗ったようにも見える（資

料1-2-7）。

そのコード決済の利用実態は、2020年に初めて明らかになった。キャッシュレス・消費者還元事業の推進役も担ったキャッシュレス推進協議会が、各コード決済事業者の協力を得て実施した調査結果によると、2019年の店舗利用金額は1兆1205億9800万円に上った。その前年、2018年には1650億4000万円だったので、わずか1年で市場規模が約6.8倍まで成長したことになる。月間のアクティブユーザー数も2019年時点で1854万6000ユーザーだったが、足元の2020年6月時点ではそこから倍増して4000万ユーザーに迫る勢いだ。

非接触型IC方式のプリペイド電子マネー（IC電子マネー）の取扱実績（日本銀行による調査）と比べてみると、その規模感がわかるだろう。IC電子マネーは「流通系電子マネー」と呼ばれるnanaco、WAONがサービスを開始した2007年以降、本格的に市場を拡大してきたが、それから

12年が経過した2019年時点でも年間決済金額は5兆7506億円にとどまり、成長が鈍化している(決済件数は62億3400万件、1件あたりの決済金額は923円)。これに対してコード決済は、資料1-2-7にあるように、2020年1～9月の9か月間の合計だけで決済金額は約2.9兆円に達する。1件あたりの決済金額がIC電子マネーの2倍ほど高額であることを差し引いても、驚くべきペースで成長していることがわかる。

話題性が先行していたようにも見えたコード決済だが、便利に使える電子決済サービスとして、このわずか数年でしっかりと市民権を得たことが裏付けられた格好だ。今後、1～2年のうちにIC電子マネーの市場規模を追い越す可能性が高い。

■店内でも「非対面」で支払えるスマホ決済に脚光

COVID-19の拡大によって、とりわけ経営に大打撃を受けているのが外食産業である。飲食を伴う宴会や会合においては極めて高い感染リスクが確認されていることから、第2波、第3波の襲来に伴い、地域や職種を絞って営業時間の短縮や自粛が求められている。そこで注目されたのが、商品を持ち帰って利用する「テイクアウト」の提供形態である。リスクを避けつつ、窮状にあえぐ飲食店を応援できる意味合いも手伝って、自治体などを中心に全国各地で活発な取り組みが行われている。

テイクアウトの場合、もちろん店先でも注文できるが、事前に商品を注文しておけば、店舗での滞在時間が減り、より効率的にサービスが利用できる。しかも、電話注文に代えて、オーダーをスマホの画面操作で済ませるだけでなく、決済までスマホ上で完結できるサービスを利用すれば、店舗では商品を受け取るだけでよい。注文も支払いも店内で行う必要がないため、注文待ち列に並ぶ

こともなく、さらに衛生的といえる。

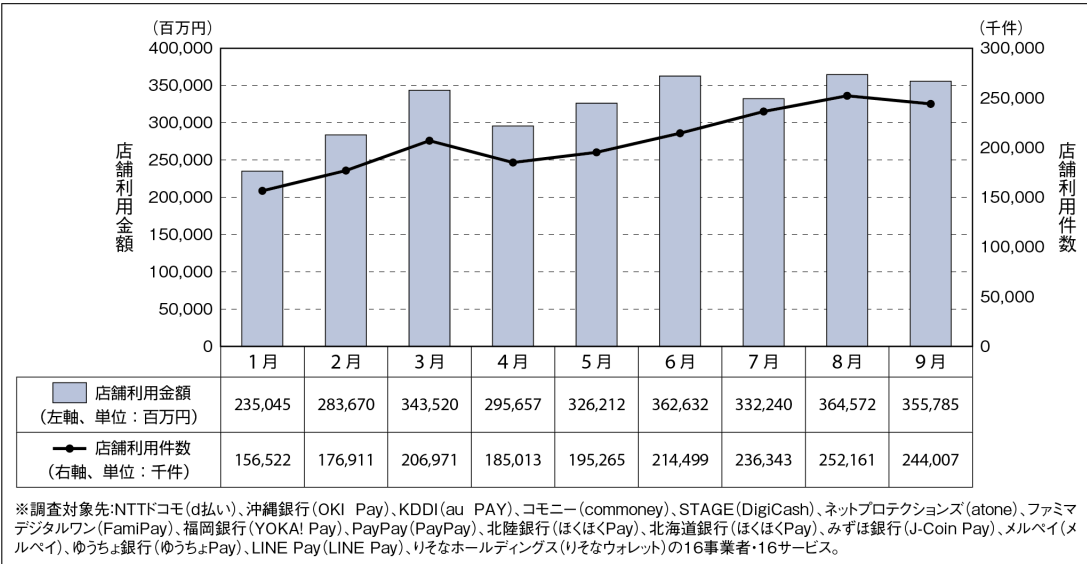
「モバイルオーダー」と呼ばれるこれらの仕組みは、ファストフードチェーンではマクドナルド、ベッカーズ、吉野家、上島珈琲店、ほっともっと(ネット注文)などで導入済みだ(資料1-2-8)。実は、テイクアウトの注文や決済を非対面のネット注文で済ませる仕組みは、宅配ピザに代表されるデリバリーサービスではこれまでも一般的に利用されてきた。これらに特徴的なのは、非対面の「ネット通販」と同じ方法を使いつつ、その注文結果をほぼリアルタイムに実店舗と情報共有することで、対面店舗でのサービス提供に組み込んでいく(注文取りや会計などの業務をネットとスマホで置き換えている)ことだ。それによって店内にはレジすら不要という「レジレス」の世界をあっさりと実現している。

そうすると、クレジットカードや電子マネーといった各電子決済サービス事業者の側から見れば、「(非対面／ネット決済型の)モバイルオーダーに対応する決済手段か否か」が重要な意味を持つようになってくる。その代表例は、カード番号やセキュリティコード、3Dセキュアなどの情報を入力するだけでネット決済にも利用できるクレジットカードやデビットカードなどだが、最近勢いのあるPayPayやLINE Pay、d払い、メルペイなどのコード決済も大半が非対面のネット決済に対応している。この点では、前述した非接触型IC方式の決済カードやスマートフォンに対して、コード決済に優位性があるといえる。

■ドコモ口座問題は氷山の一角、本人認証の課題解決が急務

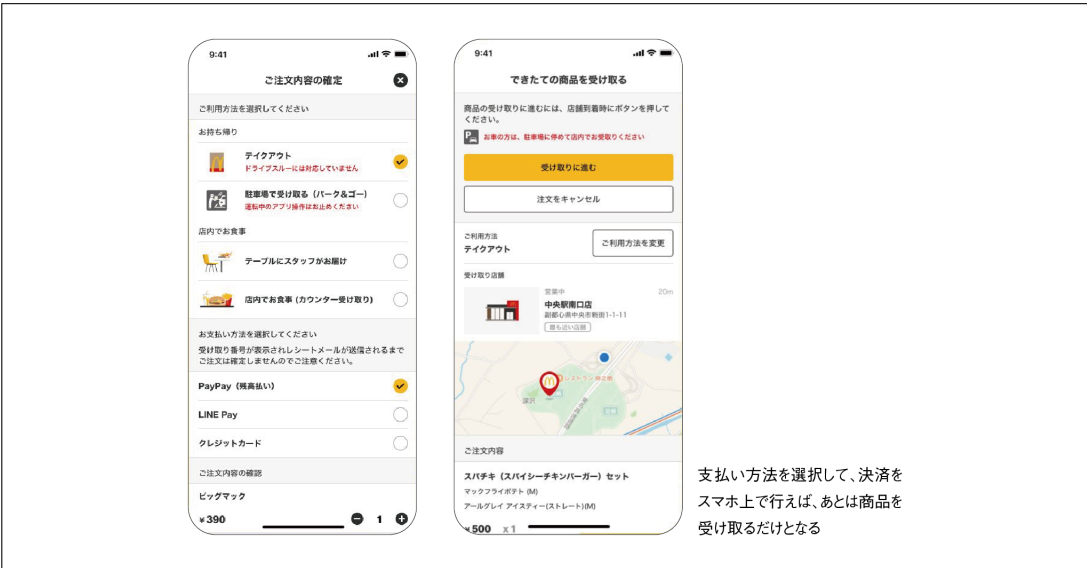
ただし、急成長中のコード決済には心配な面もある。これらの新興サービスを狙った不正利用や犯罪が急増していることだ。2020年9月にはNTTドコモが提供するプリペイド・資金移動口座

資料 1-2-7 コード決済の店舗における決済利用実績（2020年1～9月）



出典：キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

資料 1-2-8 マクドナルド「モバイルオーダー」での支払い方法選択から受け取りへ



出典：日本マクドナルド公式サイト

サービスである「ドコモ口座」の不正被害が明らかになった。被害総額は2904万円で、被害件数は238件にも上る（2020年10月1日18時時点、NTTドコモの発表による）。

何者かが他人名義の銀行口座に不正アクセスした上で預金をドコモ口座へ出金（口座振替）するように指示、チャージされた資金で同社のコード決済サービス「d払い」を用いて、換金性の高い

高額商品を買い回る手口とされる。

この問題では、ドコモ口座を開設する際に実施する「本人確認」（口座を開こうとする人の身元確認）がNTTドコモの回線契約者以外では行われていなかったことや、ドコモ口座への入金に用いられた銀行の「Web口座振替」が銀行の口座番号やキャッシュカードの暗証番号などだけで認証する仕組みであったことなど、複数のセキュリティホールを突かれたことが明らかとなっている。

近年、電子決済サービスの不正利用をめぐっては手口が巧妙化しており、実は今回のコード決済で露呈した事案以外にも、ほとんどのサービスで「痛み」を経験しているようだ。従来、対面窓口や荷物配達員による有人対応に頼ってきた「本人確認（Know Your Customer：KYC）」業務にも、スマホアプリを活用して本人の映像を撮影し、本人確認書類と併せてオンラインで送受信する「eKYC」を採用する決済事業者が増えつつある。このように本人認証をデジタルによって強化・効率化する仕組みを取り入れつつ、常に安全性を点検しながらサービス提供していくことが事業者には求められるところだ。

■世界で相次ぐ中央銀行デジタル通貨（CBDC）の実験

ビットコインに代表される暗号資産（旧呼称は仮想通貨）で採用されたブロックチェーンや分散型台帳技術（Distributed Ledger Technology：DLT）は、従来のような中央集権型の管理とは真逆の発想を採ることで、デジタル価値がまったく新しい方法によって管理できる可能性を示した。これらの新技術に触発される形で2019年6月に発表されたのが、フェイスブックによる「Libra（リブラ）」の発行構想だった。Libraはビットコインなどの暗号資産と同様に、ブロックチェーン技術を採用する一方で、価値の変動しない「ス

テーブルコイン」を標榜した。

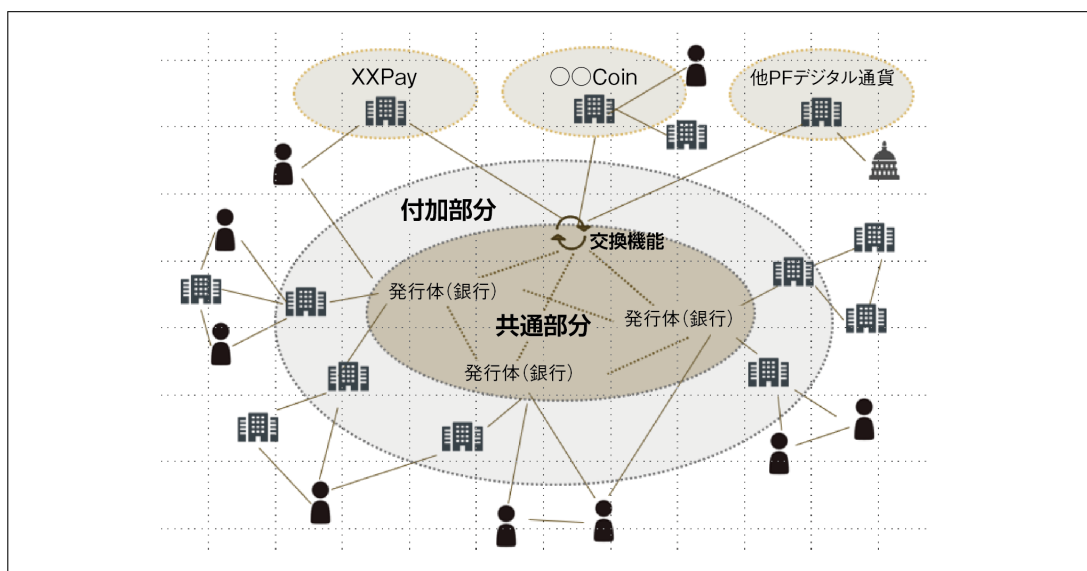
これに危機感を覚えたのが、世界各国の金融当局や金融機関である。民間に主導されつつある「通貨のデジタル化」の動きを既存の金融業界に留め置くべく、業界が一丸となってLibraへの反対や機能面からの懸念を表明し続けた。その一方で、急速に立ち上がったのが、中央銀行が自ら発行する「中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency：CBDC）」の導入機運である。

そもそもCBDCは現金を置き換えようとするものなので、通貨が完全に電子データ化されて、リアル／ネットを問わず、さしたる手数料負担なしに使えるようになれば、既存の民間による電子決済サービスは無用の長物となる可能性がある。この点について日本銀行では、CBDCを導入する場合に求められる機能や役割に「民間決済サービスのサポート」があることを明言し、「日本銀行がCBDCを発行したうえで、民間事業者の創意工夫により様々なサービスを上乗せして提供することなどが、デジタル社会にふさわしい安定的・効率的な決済システムの構築に繋がる可能性も考えられる」とコメントしている。

デジタル通貨をめぐっては、民間も動き始めている。3大メガバンクと東日本旅客鉄道（JR東日本）、NTTグループ、KDDI、セブン銀行などの10数社は、元・日本銀行決済機構局長で現・フューチャー取締役の山岡浩巳氏を座長に迎え、2020年6月から「デジタル通貨勉強会」を開催した。同年12月には新メンバーを迎え、延べ30社超が参加する「デジタル通貨フォーラム」に改組した。

同フォーラムでは、一連の検討を通じて「二層型デジタル通貨」の有効性を提唱している。「円」などの価値を書き込む「共通部分」と、各業界の顧客ニーズに応じた「付加部分」を併せ持った2層構造を念頭に置く。また、価値の「交換機能」を設けることで、フォーラム不参加の企業など

資料 1-2-9 デジタル通貨の二層構造と相互運用性



出典：「日本の決済インフラのイノベーションとデジタル通貨の可能性」、デジタル通貨勉強会、2020年11月

が発行する他の電子決済サービスとも、共通して利用できるということ（資料1-2-9）。この「二層型デジタル通貨」の開発は、フォーラム事務局を務めるディーカレット（インターネットイニ

シアティブ（IIJ）などが出資して設立）が担う。

2021年には概念検証（PoC）も予定されており、デジタル通貨をめぐる動きはさらに活発化しそうだ。

1. プリペイド方式のうちIC型の電子マネーが対象。調査対象は8サービス（楽天Edy、SUGOCA、ICOCA、PASMO、Suica、Kitaca、WAON、nanaco）で、交通系は乗車や乗車券購入に利用されたものを含まない。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2022 Impress R&D